

平成 26 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 平成 26 年 12 月 24 日 (月) 午後 3 時
場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長	国吉 真昭	代理	大城 茂治	1 番	宮里 良淳	2 番	百次 仁一
3 番	仲西 栄二	4 番	大城 誠常			6 番	島當 道広
7 番	新垣 芳隆	8 番	玉城 信榮	9 番	徳元 加栄	10 番	賀数 宏
11 番	玉城 秀則	12 番	大小堀 旭	13 番	具志堅 繁光	14 番	長嶺 功
		16 番	金城 勲	17 番	大城 えり子	18 番	大本 秀子
		20 番	玉城 正智	21 番	金城 早苗	22 番	伊敷 幸栄

【欠席委員】

5 番 山城 学 15 番 友利 一彦 19 番 真榮里 保

【職務のために出席した職員】

新垣 康德 兼城 浩康 国吉 孝

【議事録署名人】

7 番 新垣 芳隆 8 番 玉城 信榮

【議事日程】

日程第 1 議案第 49 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 51 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第 4 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 26 年 第 12 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、5 番山城学委員、15 番友利一彦委員、19 番眞榮里保委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立します。それでは会長よりお願いします。
会長	みなさんこんにちは。今年も残り少なくなりました。寒い日々が続いていますが体調を崩さないように頑張っていきましょう。それでは第 12 回の総会を始めたいと思います。本日の議事録署名員が 7 番新垣芳隆委員、8 番玉城信榮委員です。次回調査委員が 10 番賀数宏委員、11 番玉城秀則委員、12 番大小堀旭委員となっています。 日程 第 1 議案第 49 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(13 件) 日程 第 2 議案第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(3 件) 日程 第 3 議案第 51 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件) 日程 第 4 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(9 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 49 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 13 件を議題とします。事務局の説明の後、委員の皆さんの質疑応答をお願いします。それでは事務局お願いします。
事務局	はい、それでは 2 ページお開き下さい。1 番は、伊原の 4 筆で贈与による所有権移転です。以上です。
事務局	続いて 2 番からです。2 番は、喜屋武の 2 筆で贈与による所有権移転です。3 番は、豊原の 1 筆で贈与による所有権移転です。4 番は、米須の 2 筆で贈与による所有権移転です。5 番は、照屋の 1 筆で売買による所有権移転です。こちらは 5 月のあっせん申し入れによる成立であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は、摩文仁の 2 筆で贈与による所有権移転です。6・7 番は関連しております。7 番は、摩文仁の 1 筆で贈与による所有権移転です。8 番は、大度の 4 筆で売買による所有権移転です。9、10 番は譲渡人が関連しております。9 番は、喜屋武の 1 筆で売買による所有権移転です。10

	番は、喜屋武の 1 筆で 5 年間の使用貸借の設定となっております。次に 4 ページお開き下さい。11 番は、真栄平の 4 筆で売買による所有権移転です。こちらは 11 月のあっせん申し入れによる成立であります。12 番は、阿波根の 2 筆で売買による所有権移転です。13 番は、摩文仁の 2 筆で 5 年間の使用貸借の設定となっています。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて委員の皆さんのご意見等よろしくお願いします。
委員	はい、8 番と 11 番は渡し人が備考の方に入っていないのですが何故ですか。
事務局	渡し人は農業に従事していないからです。
委員	分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	はい 2 番ですが、譲り受け人は職業が看護師ということですか。また、備考欄に父母の従事日数が 250 日と記載されていますが本当に従事しているのでしょうか。
事務局	職業が看護師で、従事日数が 70 日ということです。贈与だけではなく売買でも可能です。世帯人に 150 日以上農業従事者の方がいれば本人は 70 日でも大丈夫です。
会長	他にご意見等ございませんか。
委員	はい。12 番の坪当たり 5 万円とありますがどういう事なのか詳しく説明をお願いします。

事務局	現場調査したのですが、12 番の畑は 2 筆ともハウスの中にマンゴーが植えられていて、その一角にコンクリートの農作業庫が一緒にあるということで坪 5 万円ということになっています。
会長	他にございませんか。
委員	はい 11 番ですが、ハウスが建っている場所だと思うのですがそれは込みでということでしょうか。
事務局	この 11 番に関してですが、上の 3 筆はビニールハウスで下の 1 筆はハウスではないです。上の 3 筆が坪 1 万円で、下の 1 筆が坪 8000 円です。これはハウス込みということです。
委員	分かりました。
会長	それでは、議案第 49 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは次に議案第 50 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件を議題とします。それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、6 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。1 番は国吉の 1 筆で、第 2 種農地です。用途は、駐車場への転用で贈与による所有権移転です。2 番は真壁の 1 筆で、第 3 種農地です。用途は一般住宅への転用で売買による所有権移転です。3 番は賀数の 1 筆で、第 2 種農地です。敷地形成で贈与による所有権移転です。以上です。

会長	では議案第 50 号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等お願いします。
調査員	本日の調査は、7 番新垣芳隆委員、8 番玉城信榮委員、9 番徳元加栄委員の 3 人で調査して参りました。では航空写真 7 ページご覧ください。1 番は、駐車場への転用であり、特に問題はないと判断しました。2 番は集落の中にあり、第 3 種農地であることから特に問題はないと判断しました。3 番は、敷地内にある農地で農地転用されていなくて、今回敷地形成であることから特に問題はないということで 3 人の意見は一致しました。それでは皆さんの審議よろしくをお願いします。
会長	はい、では調査員の説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	はい、7 ページです。こちらは農業用車両なのでしょうか。
事務局	はい、そうです。
会長	他にございませんか。
委員	はい、7 ページです。現場調査したと思うのですが分筆されていたのか、それともそのままの 333-2 で実際は公に使用していたのか説明をお願いします。
事務局	航空写真を見ると道路部分になっていますが道路部分だけの場合、現況証明だけで許可申請しない方法もあったのですが、今回は侵入道路と中の庭の一部も含めての転用ということで、申請人から申請通り許可を受けました。道路に関しては市道ではなく、所有権は個人個人の土地ということになります。
委員	今の説明になりますと実際にもし、移転する場合そういう考えはないのでしょうか。

事務局	事務局での判断は出来ません。分筆すると費用がかかってしまうので地主としても分筆して市に渡すということは将来的にはやらないといけないと思うのですが今の状況では出来ないと思います。
会長	他に意見ございませんか。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 50 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では次に議案第 51 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 10 ページをお開きください。議案第 51 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてであります。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。説明が終わりましたのでご意見、ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 51 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	特になし。

会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 52 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 9 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 14 ページお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 26-88 は米須の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定でパイプハウス事業の申請となっております。26-89 は米須の 2 筆で 5 年間の賃借権の設定で野菜の規模拡大となっております。26-90 は、武富の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定でパイプハウス事業の申請となっております。次に 15 ページをお開き下さい。26-91 は、大度の 1 筆で 1 年間の使用貸借の設定で野菜の新規就農となっております。26-92 は与座の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定で野菜の規模拡大となっております。26-93 は南波平の 1 筆で 4 年間の使用貸借の設定となっております。26-95 は与座の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定で野菜の規模拡大となっております。以上です。
会長	では事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等をよろしくお願いします。
委員	はい、26-93 はあいだに農業協同組合が入っているのですが、畑を返還する際に問題など起きないのでしょうか。
事務局	利用権以外に契約書の取り決めが行われています。あいだに入ってトラブルが起きないようにするのが円滑化団体です。きちんと責任を持つということで JA を円滑化団体に認定しています。
委員	これは農協が責任を持つということでしょうか。

事務局	はい、そうです。今のところ利用権の設定でトラブルは起きていません。貸し手には迷惑をかけないようにやっています。円滑化団体は各市町村 1 か所指定していますが、糸満市は JA を指定しています。今までの実績をみてトラブルは無いので大丈夫だと思います。
会長	他にございませんか。
委員	はい、農業経営基盤強化促進事業は土地を借りなければパイプハウスなどの申請は出せないのか。また、自分名義だったら申請は出せないのか教えてください。
事務局	ほとんど補助事業関連なのですが、その条件が 3 条で借りるか、利用権で借りるかです。小規模農家は 3 条の下限面積を満たしていないのでほとんど利用権に回ります。
委員	わかりました。
会長	それでは、議案第 52 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	特になし。
事務局	来月の総会は 1 月 26 日(月)となっております。では、みなさん来月もよろしくお願いいたします。
会長	以上で本日の総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。 議事録署名人 7 番 新垣芳隆 8 番 玉城信榮